

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条から第 11 条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。)(第 22 条、第 23 条第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 42 条並びに附則第 2 条及び第 5 条を除く。))に定めるところによる。

(家庭的保育事業に係る設備の基準)

第 4 条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(以下「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

(1) 設備運営基準第 22 条各号に掲げる要件

(2) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備を設けること

(3) 乳幼児の沐浴のために必要な器具又は設備を設けること

(4) 乳幼児の保育を行う専用の部屋(以下「保育部屋」という。)を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育部屋を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること

イ 保育部屋が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段であって、建築物の 1 階から保育部屋が設けられている階までの部分について、屋内と階段室とがバルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限

	る。)を通じて連絡しており、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たす構造であるもの又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段
	2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育部屋の各部分から当該施設及び設備のいずれかに至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること

エ 家庭的保育事業を行う場所の調理設備とそれ以外の部分とが建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理設備が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること

オ 家庭的保育事業を行う場所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること

カ 保育部屋その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること

ク 家庭的保育事業を行う場所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること
(家庭的保育事業の職員)

第 5 条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、家庭的保育補助者(設備運営基準第 23 条第 3 項に規定する家庭的保育補助者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第 3 条(設備運営基準第 16 条第 1 項に係る部分に限る。)の規定に基づき搬入施設から食事を搬入する場合

(小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型に係る設備の基準)

第 6 条 小規模保育事業所 A 型(設備運営基準第 28 条に規定する小規模保育事業所 A 型をいう。以下同じ。)及び小規模保育事業所 B 型(設備運営基準第 31 条第 1 項に規定する小規模保育事業所 B 型をいう。以下同じ。)には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模保育事業所 A 型及び小規模保育事業所 B 型には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満 3 歳未満の幼児を利用させる場合(次号に掲げる場合を除く。) 沐浴用設備(浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。)

(3) 満 2 歳以上満 3 歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備(シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備(沐浴用設備を除く。))をいう。以下同じ。)

(小規模保育事業 C 型に係る設備の基準)

第 7 条 小規模保育事業所 C 型(設備運営基準第 33 条に規定する小規模保育事業所 C 型をいう。以下同じ。)には、次に掲げる器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳幼児の沐浴のために必要な器具又は設備

(小規模保育事業 C 型の職員)

第 8 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第 5 条各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(事業所内保育事業の利用定員の設定)

第 9 条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1 人以上 5 人以下	1 人
6 人又は 7 人	2 人
8 人以上 10 人以下	3 人
11 人以上 15 人以下	4 人
16 人以上 20 人以下	5 人
21 人以上 25 人以下	6 人
26 人以上 30 人以下	7 人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上	20 人

(保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準)

第 10 条 保育所型事業所内保育事業所(設備運営基準第 43 条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。)には、次に掲げる器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 沐浴用設備
- (3) 幼児の専用の手洗設備及び便器

(小規模型事業所内保育事業に係る設備の基準)

第 11 条 小規模型事業所内保育事業所(設備運営基準第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満 3 歳未満の幼児を利用させる場合(次号に掲げる場合を除く。) 沐浴用設備
- (3) 満 2 歳以上満 3 歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第 12 条 設備運営基準(設備運営基準を改正する命令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している家庭的保育事業等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日施行、告示第 140 号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第 39 条第 1 項に規定する業務(本市が行う

ものに限る。)を目的とする事業を行う者のうち市長が定めるものが、法第 34 条の 15 第 2 項の規定により家庭的保育事業又は小規模保育事業 C 型の認可を受けた場合においては、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 3 条(設備運営基準第 15 条並びに第 33 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第 4 条第 1 号(設備運営基準第 22 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第 5 条本文(調理員に係る部分に限る。))及び第 8 条本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

- 3 施行日の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務(本市が行うものに限る。)を目的とする施設のうち市長が定めるものについては、第 3 条(設備運営基準第 28 条第 7 号(同号口の表の 2 階の区分中避難用の区分に係る部分に限る。))(設備運営基準第 32 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

附 則(平成 28 年 10 月 5 日条例第 88 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。